

# 第3回八幡市農業委員会議事録

令和2年10月5日（月） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和2年10月5日開催の第3回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） \_\_\_\_\_

署名委員 （森田 正彦） \_\_\_\_\_

署名委員 （西川 吉之） \_\_\_\_\_

## 案 件

議案第6号 農地法第5条許可申請審議の件  
議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)

報 告 農地法第4条届出書について 令和2年8月4日届出  
農地法第5条届出書について 令和2年8月31日届出  
合意解約通知書について  
違反転用事案への対応について

### 出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	西村 伸一	吉川 俊孝
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

### 欠 席

上野 信昭

### 出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

### 欠 席

な し

### 事 務 局

小西 道宏	小坂 富美子	奥村 則雄	梶浦 靖人
-------	--------	-------	-------

議 長  
(長村会長)

ただ今より、第3回八幡市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立  
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の  
署名委員さんについては、議席番号8番 森田 正彦 委員と議席番号9番  
西川 吉之 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第6号 農地法第5条許可申請審議の件」を議 題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 岩田高木、地目は田、面積1, 648㎡ 外2筆 (合計 1, 648㎡) 譲渡人(賃貸人) ○○ ○○氏 外1名、 譲受人(賃借人) ○○○○株式会社 転用目的 露天駐車場  (法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第 2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化 が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えま す。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、10月1日に部会を開催し、審議した結 果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第6号 農地法第5条許可申 請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見 書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認 の件(出口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

<p>事務局</p>	<p>(事務局 朗 読)  特例を受けている農地の所在 川口高原、地目は畑、  面積727㎡ 外5筆(合計 4,411㎡)、  特例を受けている相続人 ○○ ○○氏</p> <p>(法説明)  本件は、納税猶予の期間が20年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございます。当該地はそれぞれ農地として良好に管理されており問題はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
<p>農業振興 部会長</p>	<p>ただ今の案件につきまして、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。  他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(委員一同 異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」については、承認することといたします。  以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。  なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局 報告  (農地法第4条届出書について 令和2年8月4日届出)  届出物件の所在 下奈良一丁地、地目は畑、面積 149㎡  届出人 ○○ ○○氏、転用目的 住宅  本件は、住宅への転用目的で令和2年8月4日に届出があり、8月17日付で受理通知を行いました。</p> <p>(農地法第5条届出書について 令和2年8月31日届出)  届出物件の所在 内里河原、地目は畑、面積1,588㎡  譲渡人 ○○ ○○氏、譲受人 ○○○○株式会社  転用目的 露天駐車場  本件は、露天駐車場への転用目的で令和2年8月31日に届出があり、9月11日付で受理通知を行いました。</p> <p>(合意解約通知書について)</p>
<p>事務局</p>	<p>(違反転用事案への対応について)  違反転用事案について経過報告します。当該地は農振農用地のため、</p>

	<p>農振除外及び転用申請のない中での違反転用です。</p> <p>令和2年8月に地域住民から岩田大將軍の農地についての通報がありました。8月31日に、現地にて碎石が敷地の約半分敷き詰められ、コンテナハウスが置かれた状態になっていることを確認しました。</p> <p>9月10日に、地元農業委員・推進委員とともに所有者に農地への是正指導に行き、農地への復元と現状で貸し出さないこと、農地に戻さなければ府の指導が入ることを伝えましたが了承を得られませんでした。</p> <p>翌9月11日に、京都府山城広域振興局と指導方法及び手順について協議を行いました。</p> <p>9月15日に京都府山城広域振興局と事務局で現地確認を行い、京都府に「違反転用事実案報告」を提出しました。</p> <p>9月23日には、農地所有者に振興局より、コンテナハウスと碎石を撤去して農地へ復元するよう指導がされました。</p> <p>その後、9月28日に農地所有者が来庁、コンテナハウスと碎石の撤去について時期は未定だが、原状回復に早急に取り掛かりたいとの意向を確認しました。</p> <p>10月1日農地転用部会にて報告を行いました。</p>
議 長	<p>農業委員会としては、農地に戻してもらおうよう指導していきます。</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。</p>
	<p>無いようでございますので、これをもちまして、第3回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>